

令和6年度 第7回甲府市建築審査会会議録

1. 日時 : 令和7年2月18日(火) 午後1:30~1:55

2. 場所 : 市役所本庁舎 8階 会議室(8-1)

3. 出席者委員(7名)

会長 田中 勝(都市計画)、会長代理 松野 範子(建築)、
保坂 剛志(経済)、關野 文士(法律)、星野 志保(建築)、
井上 淳(公衆衛生)、武藤 勉(行政)

4. 特定行政庁

(建築指導課 課長) 穂山 誉

(建築指導課 審査係) 埴原 一、名取 瑠

(建築指導課 指導係) 望月 一浩、高橋 里子

5. 傍聴人の数 (0名)

6. 審議事項

建築基準法第56条の2第1項(日影による中高層の建築物の高さの制限)
ただし書き許可に関する同意について

7. 会議次第

- (1) 開会
- (2) 事務局挨拶
- (3) 審査会長挨拶
- (4) 議事
- (5) 閉会

8. 問い合わせ先 まちづくり部 まち開発室 建築指導課

電話 : 055-237-5824 FAX : 055-232-4834

9. 議事の概要 第3号議案について

申請者 : 国立大学法人山梨大学 学長 中村 和彦

地名地番 : 甲府市武田四丁目235-3他

建物概要 : 大学(共創環境棟)、RC造2階建

【会 長】

本日の審査会は、全委員が出席しておりますので、甲府市建築審査会条例第5条第1項の規定に基づき成立いたします。

審議に先立ちまして、甲府市建築審査会条例第8条第2項の規定に基づき、本日の会議録の署名委員を指名します。

關野委員と保坂委員にお願いします。

これより案件の審議に入りたいと思いますが、最初に審議していただく第3号案件は、申請者が「国立大学法人山梨大学 学長 中村 和彦」となっております。

建築基準法第82条（委員の排斥）に、「委員は、利害に関係のある事件については、その議事に加わることができない」と規定されていることから、この案件につきましては、会長代理の松野委員に進行をお願いいたします。

（田中会長退席）

【松野代理】

それでは、議案第3号についての審議は、私が進行を務めますのでよろしくをお願いいたします。特定行政庁より、議案第3号の説明をお願いします。

【特定行政庁】

資料により、議案第3号の説明

【松野代理】

説明が終わりました。

何か、ご質問はありますか。

【各委員】

特になし

【松野代理】

ご意見はありますか。

【各委員】

特になし

【松野代理】

申請建物は日影規制に抵触していないが、敷地境界から5mを超える範囲に新たに日影を生じさせるため、許可が必要ということですね。

【特定行政庁】

はい、そうです。

【松野代理】

わかりました。

他にご意見、ご質問はありませんか。

【各委員】

特になし

【松野代理】

それでは、議案第3号について、採決を取りたいと思います。

同意の方は、挙手をお願いいたします。

————— 全委員挙手 —————

【松野代理】

それでは、議案第3号について、同意ということで決定いたします。

以 上